# 多量排出事業者の 処理計画書・処理計画実施状況報告書 記入要領

# 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の多量排出事業者\*】

- \*法の多量排出事業者は、次のいずれかに該当する事業者です。
- ① 前年度に産業廃棄物が 1,000 トン以上発生した事業場を設置している事業者
- ② 前年度に特別管理産業廃棄物が 50 トン以上発生した事業場を 設置している事業者

令和3年4月

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

# 目 次

1	処理	B計画書、処理計画実施状況報告書について ······ 1
2	処理	<b>目計画書の作成</b>
3	処理	目計画実施状況報告書の作成
4	提出	はこついて
添付	1	処理実施状況報告書の(第2面)の記載について 7
添付	2	産業廃棄物の種類について10
添付	3	廃棄物の重量への換算について12
添付	4	産業廃棄物の処理状況フロー13

# 1 処理計画書、処理計画実施状況報告書について

産業廃棄物多量排出事業者<sup>※</sup>は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物の処理計画書及び処理計画実施状況報告書を提出する必要があります。

処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く) と特別管理産業廃棄物を区別し、各々に書類を作成し、提出してください。

報告書の様式は、ホームページ「ひょうごの環境 (http://www.pref.hyogo.jp/jp/)」の「トピックス一覧 (http://www.pref.hyogo.jp/jp/info\_list)」中、「多量の産業廃棄物を排出する事業者のみなさまへ」をご覧ください。

なお、場合により提出が必要な書類が異なりますので、下の表でご確認ください。

※ 産業廃棄物多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン (特別管理産業 廃棄物は 50 トン) 以上である事業場を設置している事業者です。なお、多量排出事業者の判 断基準については、環境省の策定した「<u>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃</u> 棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル (第3版)」に詳細な解説があります。

※ 電子マニフェストー部義務化に伴い、令和2年度から特別管理産業廃棄物にかかる様式が変更されています(詳細は下記2(2)及び3(2))。

		T. KEIL AVELLO			
		前年度の処理計画書			
		提出した (前年度多量排出事業者)	提出しなかった		
物は 50 ド以上)   前年度の産業廃棄物	該当する	提出書類  • 処理計画書  • 処理計画実施状況報告書	提出書類  • 処理計画書  • 処理計画実施状況報告書 ※		
上) (特別管理産業廃棄 (廃棄物の発生量が	該当しない	提出書類 · 処理計画実施状況報告書	提出不要		

表、提出書類の確認

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く) 特別管理産業廃棄物

ごとに判断してください。

※ 法的に報告の必要はありませんが、県内の産業廃棄物排出量把握のため、任意での提出にご協力ください。お手数ですが、報告書第1面に任意報告である旨を明記ください。(この場合は、当該報告書のインターネットでの公開は行いません。)

# 2 処理計画書の作成

#### (1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の処理計画

法第12条第9項の規定に基づき、次に定める事項について、様式第二号の八による計画書を当該年度の6月30日までに提出する必要があります。

#### ○ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

#### ○ 計画期間

計画期間について、法令に定めはないため、4月から翌3月までの単年度を期間とすることや、中長期的な視野に立った処理計画を策定するために複数年度を期間とすることが考えられます。

# ○ 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- 事業の種類
- 事業の規模
- 従業員数
- ・産業廃棄物の一連の処理の工程

#### ○ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- 管理体制図
- ・その他管理体制の全容が分かるもの

#### ○ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- ・現状(前年度の産業廃棄物の種類毎の排出量)
- ・これまでに排出抑制のために実施した取組み
- 計画(当該年度の産業廃棄物の種類毎の排出量)
- ・今後実施予定の排出抑制のための取組み

# ○ 産業廃棄物の分別に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- 現状(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
- ・計画(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

#### ○ 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- ・現状(前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行った産業廃棄物の量)
- ・これまでに自ら再生利用量の増加のために実施した取組み
- 計画(当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行う産業廃棄物の量)
- ・今後実施予定の自ら再生利用量の増加のための取組み

#### ○ 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- ・現状(前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 及び自ら中間処理し減量した産業廃棄物の量)
- ・これまでに自ら中間処理に関して実施した取組み
- ・計画(当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 及び自ら中間処理し減量する産業廃棄物の量)
- ・今後実施予定の自ら中間処理に関する取組み

#### ○ 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- ・現状(前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行った産業廃棄物の量)
- ・これまでに自ら埋立処分に関して実施した取組み
- ・計画(当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行う産業廃棄物の量)
- ・今後実施予定の自ら埋立処分に関する取組み

# ○ 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

- ・現状(前年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行った産業廃棄物の量)
- ・これまでに処理委託に関して実施した取組み
- 計画(当該年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行う産業廃棄物の量)
- ・ 今後実施予定の処理委託に関する取組み
- ※ 記入方法については、記入例をご参照下さい。

# 注意:

平成 23 年から、提出いただいた処理計画書は、法に基づきインターネットで公開するため、報告のファイルがそのまま公開されます。

このことを十分にご理解いただき、記入に際しては、個人名等の取扱いにご注意ください。

#### (2) 特別管理産業廃棄物の処理計画

法第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、様式第二号の十三による計画書を当該年度 の 6 月 30 日までに提出する必要があります。

様式については、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)と同様ですが、特別に 管理が必要な廃棄物であることから、処理に係る管理体制等を詳細に記載するように してください。

平成 29 年度の廃棄物処理法改正により、前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く) の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物 (前同) の運搬又は処分を委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ (令和 2 年 4 月 1 日施行)、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられました。

これにより、<u>「計画」の様式が変更(令和元年度様式からも変更)</u>となっています ので、ご注意ください。

※ 変更点:第6面 備考7の変更(記入部分に変更はありません)

# 3 処理計画実施状況報告書の作成

#### (1) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の処理計画実施状況報告書

法第 12 条第 10 項の規定に基づき、次に定める事項について、様式第二号の九による報告書を翌年度の 6 月 30 日までに提出する必要があります。

- 事業場の名称、所在地、事業の種類
- **産業廃棄物処理計画における計画期間** 前年度(当該報告に係る年度)の処理計画の計画期間を記入してください。
- 産業廃棄物処理計画における目標値

様式に定める次の項目について、記入して下さい。

- 排出量
- ・自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
- ・自ら熱回収を行う産業廃棄物の量
- ・自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
- ・自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
- 全処理委託量
- ・優良認定処理業者への処理委託量

- 再生利用業者への処理委託量
- ・認定熱回収業者への処理委託量
- ・認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

## ○ 計画の実施状況

様式に定める項目について、産業廃棄物の種類ごとに(第2面)を作成、記入 してください。(品目が3つある場合は、第2面は計3枚作成します。)

事業者コードは、ホームページへ掲載しております。「ひょうごの環境」ホームページの「お知らせ」中、「多量の産業廃棄物を排出する事業者のみなさまへ」を参照ください。

地域コードは、次の地域コード表を参照し、排出事業場の所在する地域のコード番号を記入してください。

コード番号	地域名	排出事業場の所在地	
1 1	神戸市	神戸市	
1 2	姫路市	姫路市	
1 3	尼崎市	尼崎市	
1 4	西宮市	西宮市	
1 5	明石市	明石市	
2 1	阪神南	芦屋市	
2 2	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	
2 3	東播磨	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	
2 4	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	
2 5	中播磨	神河町、市川町、福崎町	
2 6	西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、	
2 0		太子町、上郡町、佐用町	
2 7	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
2 8	丹波	丹波篠山市、丹波市	
29 淡路		洲本市、南あわじ市、淡路市	

表. 地域コード

#### 注意:

平成 23 年から、提出いただいた処理計画実施状況報告書は、法に基づきインターネットで 公開するため、報告のファイルがそのまま公開されます。

このことを十分にご理解いただき、記入に際しては、個人名等の取扱いにご注意ください。

#### (2) 特別管理産業廃棄物の処理計画実施状況報告書

法第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づき、様式第二号の十四による報告書を翌年度の 6 月 30 日までに提出する必要があります。

様式は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)と同様ですので、上記を参考にしてください。

平成 29 年度の廃棄物処理法改正により、前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB 廃棄物を除く)の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物 (前同)の運搬又は処分を委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ (令和 2 年 4 月 1 日施行)、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられました。

これにより、令和2年度から報告書の様式が変更となりましたのでご注意ください。

※ 変更点:第1面 電子情報処理組織の使用に関する事項

#### 4 提出について

(排出事業場が、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮にある場合は、各市へお問い合わせください)

#### (1)提出期限

毎年6月30日まで

#### (2)提出方法

処理計画書及び処理計画実施状況報告書について、法に基づきインターネットで公表を行うことから、電子ファイル(Excel)での提出をお願いします。

① 処理計画書及び処理計画実施状況報告書を Excel ファイルで作成する。 ファイル名は、半角英数字で次のとおりの名称としてください。 事業者コードが不明の時は、コード 7 桁の代わりに事業者名を入力してください。

• 処理計画書

(産業廃棄物(特管除く)) 2021K + [事業者コード下7桁].xlsx (特別管理産業廃棄物) 2021TK + [事業者コード下7桁].xlsx

• 処理計画実施状況報告書

(産業廃棄物(特管除く))  $\underline{2021H + [事業者コード下7桁]}$ . xlsx (特別管理産業廃棄物)  $\underline{2021TH + [事業者コード下7桁]}$ . xlsx

<例> 事業者コードが 28JS999999 の産業廃棄物処理計画書の場合 2021KS999999, xlsx

② https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1616754701319 (兵庫県電子申請共同運営システム) ヘアクセスし、必要事項を入力、添付ファイルを添付し送信。

※ 送付いただいたファイルはそのままインターネットで公表します。 このことを十分にご理解いただき、送付いただくデータの内容については十 分ご注意ください。(特に個人情報についてご注意ください。)

③ 兵庫県簡易申請システムから、確認メールが届けば送信完了です。(ただし、メールアドレスの入力が誤っている場合や受信制限等を行っている場合は、確認メールが届きません。この場合も、[送信]ボタンを押した後に送信完了画面が表示されていれば、正常に送信できています。)

#### 注意:

処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、押印の必要はありません。 提出いただいたファイルは、そのままインターネットで公開しますので、記入に際しては、 印影や個人名等の取扱いにご注意ください。

#### (3) その他

インターネットの利用ができない場合は、次の方法で提出してください。

- ① 処理計画書及び処理計画実施状況報告書を Excel ファイルで作成する。
- ② 作成した処理計画書及び処理計画実施状況報告書を、Excel ファイルで CD-R に保存。(保存後、他のパソコンで読み取りができるか、データ確認作業をお願いします。)
- ③ CD-R の表面には、報告年度と対象事業場名を記載してください。

④ 郵送用の提出シートを記載し、データ保存した CD-R と一緒に郵送してください。

送付先 〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県 環境整備課 循環型社会推進班 宛

Excelファイルでの提出が困難な場合は、電話にてお問い合わせください。

問い合わせ先 078-341-7711 (内線 3350 又は 3352) 兵庫県環境整備課循環型社会推進班

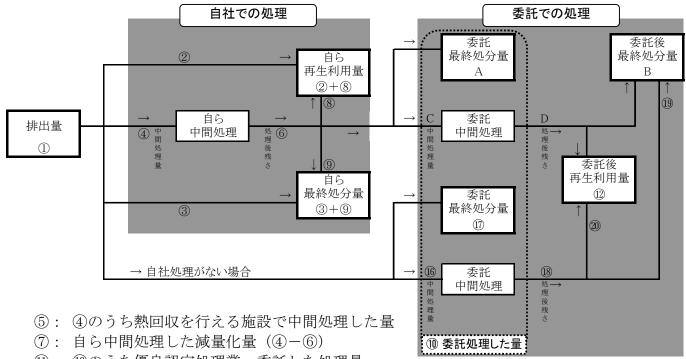
#### 注意:

排出事業場が、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にある場合は、提出方法が異なりますので、各市へお問い合わせください

# 処理計画実施状況報告書(第2面)の記載について

処理計画実施状況報告書の第2面は、産業廃棄物の種類ごとに、処理量等を把握して記載します。

第2面の記載項目(①~⑳)を、産業廃棄物の処理フローにあてはめた場合、次のとおりとなります。実際の処理フローを元に、量を把握して、産業廃棄物の種類ごとに集計した値をご記入ください。



- ⑪: ⑩のうち優良認定処理業へ委託した処理量
- ③: ⑩のうち熱回収認定業者へ委託した処理量
- ④: ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収業者へ委託した処理量
- ⑤: 委託での処理のうち最終処分した量(⑰+A+B)
- 18: 16のうち委託中間処理後の残さ量

# 注意点!

○ 第2面は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。混合廃棄物の場合も、その混合割合から種類ごとに量を按分して報告してください。産業廃棄物の種類については、9~10ページの表をご参照ください。

(例えば、感染性廃棄物として3 t 排出したものが、廃プラスチックと金属くずとガラスくずの同割合であれば、廃プラスチック(感染性)、金属くず(感染性)、ガラスくず(感染性)の排出量が各々1 t と報告してください。)

(例えば、建設系混合廃棄物で 100 t 排出したものが、がれき類とガラス・陶磁器くずの混合物で、混合割合がおよそ8:2であった場合、がれき類80 t とガラス・陶磁器くず20 t と報告してください。)

○ 混合廃棄物としてマニフェストを交付しており、どうしてもその混合割合が分からない 場合は、次のとおりとしてください。

#### ・感染性廃棄物の場合

産業廃棄物の種類は、7300 感染性廃棄物(混合)としてください。

余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。

(例) 7300 感染性廃棄物(混合) (廃プラスチック、金属くず、ガラスくず)
↑ 忘れずに併記

# ・建設系混合廃棄物の場合

排出現場の責任者等に、混合廃棄物の種類別の割合が推計できないか、再度確認 してください。それでも分からない場合は、次のとおりとしてください。

混合廃棄物が安定型の廃棄物のみの場合は、2010建設系混合廃棄物(安定型のみ) としてください。管理型の廃棄物を含む場合は、2020建設系混合廃棄物(管理型 含む)としてください。

余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。

(例) 2020 建設系混合廃棄物(管理型含む)(がれき類、木くず、紙くず)

# ・上記の以外の混合廃棄物の場合

排出現場の責任者等に、混合廃棄物の種類別の割合が推計できないか、再度確認してください。それでも分からない場合や、分別不可能な一体のものの場合は、次のとおりとしてください。

混合廃棄物が安定型の廃棄物のみの場合は、<u>2100 安定型混合廃棄物</u> としてください。管理型の廃棄物を含む場合は、<u>2200 管理型混合廃棄物</u> としてください。

余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。

- (例) 2100 安定型混合廃棄物 (がれき類、金属くず、) ← 忘れずに併記
- 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物は特定の業種等に伴うものだけが産業廃棄物となります。特定業種等以外の事業場から排出されるこれらのものは、事業系一般廃棄物となり、産業廃棄物としての集計や本報告の対象となりません。ご注意ください。
- 記載する量は、 t (トン)で記入してください。 L (リットル)やm³ しか分からない場合は、 排出廃棄物の比重を調べて換算してください。万が一、比重が分からない場合は、換算 表を使用して重量を記入してください。
- 排水処理施設の汚泥発生量については、原則的に汚泥発生時の量(脱水する前の量)を 記入してください。汚泥の発生量の考え方については、環境省の策定した「多量排出事 業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル (第3版)」に解説されていますので、ご参照ください。

マニュアル掲載ホームページ: http://www.env.go.jp/recycle/taryou\_manyuaru.pdf

- 中間処理後の残さ量(⑥,®,D) について、特に間違いが多いので、次の点にご注意ください。
  - ・ 焼却処分を行った場合、処理後の残さ量は焼却灰の量です。個別の把握は難しいので、処理先での平均の焼却残さ率を確認し、中間処理量に掛け合わせることで算出してください。
  - ・ 中和処理を行った場合、中和後に下水道や公共用水域へ放流している場合は沈殿残 さ量を、中和後に中和液を再利用している場合は中間処理量と同量を、中和後に中 和液を焼却している場合は焼却残さ量を中間処理後の残さ量としてください。
  - ・ 脱水処理を行った場合、脱水後の重量を中間処理後の残さ量としてください。
  - ・ 破砕処理を行った場合、破砕後の重量は通常は処理前とほぼ変わらないことが多い ので、個別に把握できなければ、中間処理量と同量を中間処理後残さ量としてくだ さい。
- 水銀使用製品産業廃棄物については、一般的に複数の種類の廃棄物が不可分一体となっていることから、次のとおりとしてください。
  - ・ 産業廃棄物の種類は、2500 水銀使用製品産業廃棄物としてください。
  - ・ 余白に、混合している廃棄物の種類を主なものから順に併記してください。 (例) 2500 水銀使用製品産業廃棄物(廃プラスチック、金属くず、ガラスくず)

(焼ノノヘノツク、並属、り、ハノヘ)

- 水銀含有ばいじん等については、次のとおりとしてください。
  - ・ 産業廃棄物の種類は、2600 水銀含有ばいじん等としてください。
  - ・ 余白に、廃棄物の種類を併記してください。
    - (例) 2600 水銀含有ばいじん等 (汚泥)

↑ 忘れずに併記

# 産業廃棄物の種類について

処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、次の産業廃棄物について作成してください。 また、処理計画実施状況報告書の第2面は、産業廃棄物の種類ごとに集計し、1種類に つき1枚を記入してください。

表. 産業廃棄物の種類(抜粋)

区分	コード及び種類	具体例	
	0100 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	
	0200 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物	
	0300 廃油	グリス(潤滑油)など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油	
あ	0400 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液	
らゆ	0500 廃アルカリ	廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液	
る		発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべ	
事	0600 廃プラスチック類	ての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)	
<del>素</del>     活	1100 ゴムくず	天然ゴムくず	
動	1200 金属くず	鉄くず、アルミくず、金属の研磨切削くずなど、不要となった金属	
に一	1300 ガラスくず・コンクリー	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど	
ゆる事業活動に伴うも	トくず及び陶磁器くず	コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず	
\$	1400 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど	
の	 1500 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破	
-	1000 万分100 規	片など	
	1800 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設 の集じん施設によって集められたばいじん	
		以下の業種からの紙くずに限る	
	0700 紙くず	→建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ	
		製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、	
		印刷物加工業	
-	0800 木くず	①以下の業種からの木くず、おがくず、バーク類などに限る	
		→建設業(工作物の新築、改築又は除去により生 じたもの)、木	
特定		材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸	
定		入木材卸売業、物品賃貸業	
の業種		②貨物の流通のために使用したパレット	
種		以下の業種からの天然繊維くずに限る	
に伴	0900 繊維くず	→建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服そ	
ウ		の他繊維製品製造業以外の繊維工業	
\$		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した	
の	1000 動植物性残さ	動物や植物に係る不要物<魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすな	
		ど>	
	1600 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿	
	1700 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体	
	1000 動物で中央マモル	と畜場で解体等をした獣畜や食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係	
	4000 動物系固形不要物	る固形状の不要物	
1900 汚泥のコンクリート固化物など、上の産業廃棄物を処理した物で、上記 19 種に分類されない物			

- ※ 建設系混合廃棄物等で、上記による区分が困難な場合は7ページをご参照ください。
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については9ページをご参照ください。

# 表. 特別管理産業廃棄物の種類

コード及び種類	具体例	
7000 引火性廃油	揮発油類(ガソリン、ベンゼン等)、灯油類、軽油類、石油系溶剤	
7010 引火性廃油(有害)	水銀等の有害物質を含む引火性廃油	
7100 強酸	pH2.0 以下の酸	
7110 強酸(有害)	水銀等の有害物質を含む強酸	
7200 強アルカリ	pH12.5 以上のアルカリ	
7210 強アルカリ(有害)	水銀等の有害物質を含む強アルカリ	
	病院等から排出された感染性廃棄物のうち、下の 7310~7340	
7300 感染性廃棄物(混合)	に分類が困難なもの(混合している廃棄物の種類を主なものか	
	ら順に余白に併記してください。)	
7310 廃プラスチック類 (感染性)※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち廃プラスチック類	
7320 ゴムくず (感染性) ※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち天然ゴムくず等	
7330 金属くず(感染性)※	病院等から排出された感染性廃棄物のうち針等の金属くず	
7340 ガラスくず・コンクリートく		
ず及び陶磁器くず	病院等から排出された感染性廃棄物のうちガラスくず等	
(感染性)※		
7411 廃PCB等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油	
7412 PCB汚染物	PCB が塗布されたりしみこんだ紙くず、木くず、繊維くず、 PCB が付着もしくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等	
7413 PCB処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの	
7421 廃石綿等※	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの	
7422 指定下水汚泥	指定下水汚泥	
7423 鉱さい(有害)	鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7424 燃えがら(有害)※	燃えがら(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7425 廃油(有害)※	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの) 塩素系廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)	
7426 汚泥(有害)※	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの) 塩素系スラッジ等(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)	
7427 廃酸(有害)※	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7428 廃アルカリ(有害)※	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7429 ばいじん(有害)※	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7430 13 号廃棄物(有害)	汚泥のコンクリート固化物など、上記に分類されない 13 号廃棄物(基準値を超える有害物質を含むもの)	
7440 廃水銀等 ※	特定施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収し た廃水銀	
7900 その他の特別管理産業 廃棄物	上記で分類できない特別管理産業廃棄物 その他([廃棄物の名称])と記載してください。	

<sup>※</sup> 業種もしくは施設限定等あり。

# 産業廃棄物の重量への換算について

排出量について、 $m^3$ や L といった量しか分からない場合、処分業者での計量結果を調査するなどで排出廃棄物の重量を把握し、換算のための比重を把握してください。もし、換算のための比重が分からない場合は、下の表の換算係数を使用してください。

表の係数が2種類あるものについては、排出廃棄物の性状にあった係数を選択して使用してください。判断が付かない場合は従来値(兵庫県多量排出事業者報告記載)を用いてください。

# 表、産業廃棄物の種類毎の換算係数

		換算係数	( t /m <sup>3</sup> )	
	産業廃棄物の種類	従来値 (兵庫県多量排出事 業者報告記載)	環境省通知記載値 (平成18年12月27日 環廃産発第061227006号)	
1	燃え殻	1.	14	
2	汚泥	1.	10	
3	廃油	0.	90	
4	廃酸	1.	25	
5	廃アルカリ	1. 13		
6	廃プラスチック類	0.35		
7	紙くず	0.17	0.30	
8	木くず	0. 55		
9	 繊維くず	0. 12		
10	動植物性残渣	1.00		
11	ゴムくず	0. 52		
12	金属くず	1. 13		
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1. 20	1.00	
14	鉱さい	1.60	1.93	
15	がれき類	1.48		
16	動物のふん尿	1.00		
17	動物の死体	動物の死体 1.00		
18	ばいじん	1. 26		
19	13号廃棄物	1. 48	1.00	
20	動植物系固形不要物	1.00		
21	建設系混合廃棄物	0. 26		
22	廃電気機械器具	1.00		
23	感染性廃棄物	0.30		
24	廃石綿等 (飛散性)	0.30		
25	廃水銀等	13.57		

m³からtへの換算方法は次のとおり。

容積 (m³) × [換算係数] = 重量 (t)

# 産業廃棄物の処理状況フロー

多量排出事業者の処理計画実施状況報告書(第2面)のデータを元に、事業場での廃棄物の処理フローをまとめることができます。

最終処分量の軽減や、再生利用量の向上のため、ご活用ください。

<下のフロー中の①~②に、報告書(第2面)の欄の数値をいれて計算してください。> <排出量①に対する割合を計算することで、再生利用率、最終処分率が計算できます。>

